

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、同法の規定を引用している部分の規定を整備する。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

文京区精神障害者福祉手当条例（平成二十九年条例第十号）

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略） （受給資格）</p> <p>第三条 手当は、区の区域内に住所を有する精神障害者に支給する。ただし、精神障害者となった年齢が六十五歳以上の者には、支給しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該精神障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>一 前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受けようとする年の八月一日において二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は<u>同一生計配偶者</u>であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。</p> <p>二 文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。</p>	<p>第一条及び第二条（略） （受給資格）</p> <p>第三条 手当は、区の区域内に住所を有する精神障害者に支給する。ただし、精神障害者となった年齢が六十五歳以上の者には、支給しない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該精神障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。</p> <p>一 前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受けようとする年の八月一日において二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は<u>控除対象配偶者</u>であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。</p> <p>二 文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。</p>

三 文京区心身障害者等福祉手当条例(昭和四十九年三月文京区条例第八号)の規定に基づき心身障害者等福祉手当の支給を受けているとき。

四 規則で定める施設に入所しているとき。

第四条から第十二条まで（略）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区精神障害者福祉手当条例第三条第二項第一号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の精神障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の精神障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

三 文京区心身障害者等福祉手当条例(昭和四十九年三月文京区条例第八号)の規定に基づき心身障害者等福祉手当の支給を受けているとき。

四 規則で定める施設に入所しているとき。

第四条から第十二条まで（略）